

## 三条市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 三条市

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

### 1. 事業概要

#### (1) 事業の現況

##### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成8年度 (20年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適用
処理区域内人口密度	15.5人/ha	流域下水道等への接続の有無	無
処理区数	12処理区(本成寺南部、本成寺西部、下保内、福多、帯織、大潟、吉野屋、川通、外谷、五百川、中谷、葎谷)		
処理場数	12処理場(本成寺南部処理場、本成寺西部処理場、下保内処理場、福多処理場、帯織処理場、大潟処理場、吉野屋処理場、川通処理場、外谷処理場、五百川処理場、中谷処理場、葎谷処理場)		
広域化・共同化・最適化実施状況*1	該当なし		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圈構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

##### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本使用料 10m <sup>3</sup> まで1,500円(税抜き) 超過使用料 11m <sup>3</sup> から1m <sup>3</sup> につき195円(税抜き) 市町村合併時の制度調整により、基本料金と1段階の従量制の料金体系としている。		
業務用使用料体系の概要・考え方	使用料 1m <sup>3</sup> につき40円(税抜き) 市町村合併時の制度調整により、公衆浴場用として1段階の従量制の料金体系としている。		
その他の使用料体系の概要・考え方	該当なし		
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり)	平成25年度 3,622 円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり)	平成25年度 3,862 円
※過去3年度分を記載	平成26年度 3,726 円	※過去3年度分を記載	平成26年度 3,945 円
	平成27年度 3,726 円		平成27年度 3,975 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

(3) 組織

職 員 数	上下水道課は平成28年度現在56人で、農業集落排水事業、公共下水道事業、特定環境保全公共水道事業などに当たっている。なお、職員給与費の予算措置において、農業集落排水事業特別会計2人、公共下水道事業特別会計11人、水道事業会計32人などとなっている。
事 業 運 営 組 織	平成25年度に業務の改善、効率化の観点から水道局を廃止し、下水道課と水道局業務課及び水道局工務課を統合し上下水道課となり、現在に至っている。

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設管理業務、施設設備保守管理業務など処理場に係る維持管理業務委託を行っている。 当市で実施する道路、公園、法定外公共物等社会資本の包括的維持管理業務の成果を踏まえ、今後、包括的民間委託の活用の可能性を検討する。
	イ 指定管理者制度	指定管理者制度の活用の計画はないが、今後、活用の可能性を検討する。
	ウ PPP・PFI	PPP・PFI制度の活用の計画はないが、今後、活用の可能性を検討する。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)*4	下水熱の活用や処理場での発電等のエネルギー活用については、他の事業体の事例を参考に費用対効果の観点で、今後、検討する。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)*5	活用できる未利用土地・施設等が僅少のため、未検討である。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知)による経営比較分析表)を添付すること。

特になし

## 2. 経営の基本方針

本市における人口減少・少子高齢化の進行による地域社会構造の変化に対応し、将来世代に多大な負担を担わせることのない、持続可能な汚水処理施設整備を行っていくために、平成28年度に策定した三条市汚水処理施設整備構想に基づき健全な事業経営に努める。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

平成28年度に策定した三条市汚水処理施設整備構想に則り、人口減少などに対応し、将来世代に多大な負担を担わせることのない、持続可能な汚水処理整備を行っていくこととしているが、農業集落排水施設は整備を完了していることから、今後は処理場の安定的な利用のため長寿命化を図ることとし、本計画では平成30年度から37年度にかけて費用を計上している。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

使用料については未接続の世帯に接続を働きかけことと人口減少を勘案の上、本計画期間中は微増としている。また、企業債及び繰入金については将来世代に過度な負担を掛けないことに留意し、財源確保を行うこととする。

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員給与費については、将来発生が見込まれる人事院勧告と人事異動による変動が相殺されるものと見なし、計画上は平成29年度の現給とする。動力費、燃料費は接続率の向上に伴い処理量が増加する見込みで通増とし、その他の経費は平成29年度予算額と同額とした。

### (3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

#### ① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	大潟地区と吉野屋地区を統合し、施設の維持管理費を抑制する。
投資の平準化に関する事項	下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的に施設の更新を進める。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	他の事業体の民間活力の導入事例を研究し、今後の投資への活用を検討していく。
その他の取組	

#### ② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	一般会計からの繰入金の抑制を図るために、平成32年度の地方公営企業法適用後に収支状況を見ながら、適切な使用料について検討していく。 別紙「ロードマップ」のとおり。
資産活用による収入増加 の取組について	
その他の取組	

#### ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	処理施設の管理委託実績及び他の事業体の動向を踏まえ、今後の民間活力について検討していく。
職員給与費に関する事項	
動力費に関する事項	
薬品費に関する事項	
修繕費に関する事項	
委託費に関する事項	
その他の取組	

#### 4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	本計画の収支状況については、毎年検証し、さらに資産が明らかとなる地方公営企業法適用後に見直しを行うこととする。
-------------------------	---

# 経営比較分析表

新潟県 三条市

事業名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	9.62	100.34
			3,726

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
100,884	431.97	233.54
處理区域内人口(人)	處理区域面積(km <sup>2</sup> )	處理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
9,769	6.29	1,553.10

グラフ凡例
■ 類似団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
【】平成27年度全国平均

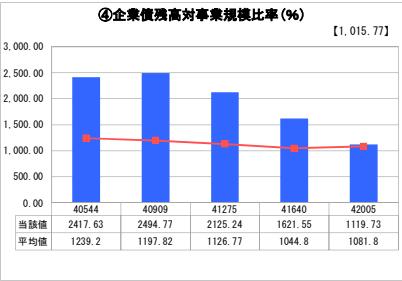
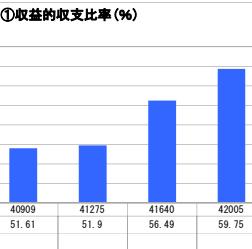
## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

本市の農業集落排水事業は、12の処理区を有しております。平成4年に福多地区の整備事業着手以降、各処理場建設工事、幹線工事、面整備を経て平成24年度に下保内地区の供用開始を最後に整備事業が完了しました。

本事業は建設から維持・運用の時代に入っています。今後は健全で効率的な事業運営が求められています。

経営状況については、平成25年度までは企業債残高対事業規模比率が類似団体平均値と各指標を比較すると高くなっていますが、平成27年度にはほぼ平均値となっています。しかし、水洗化率が低いため、依然として汚水処理原価は高く、施設利用率は低い状況となっています。また、水洗化率の低迷により料金収入が乏しいため、収益的収支比率及び経費回収率は100%を下回っています。経営状況は健全とはいえない状況である。

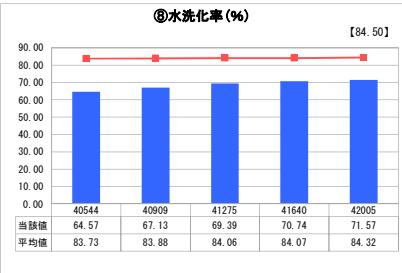
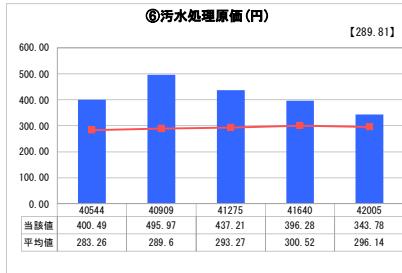
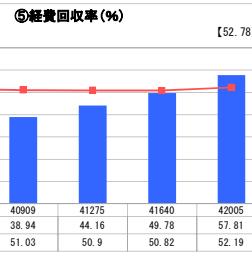


「単年度の収支」

「累積欠損」

「支払能力」

「債務残高」



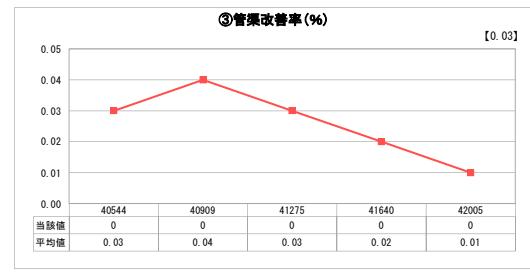
「料金水準の適切性」

「費用の効率性」

「施設の効率性」

「使用料対象の捕捉」

### 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」

「管渠の経年化の状況」

「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

### 全体総括

料金収入向上のため、戸別訪問等により施設への接続を促進し、水洗化率の向上に努めるとともに、徹底したコスト削減を図り効率的な事業運営をしていく必要がある。

また、予算の弾力条項規定の適用や予算の繰越手続の簡素化など予算執行の弾力化を図るとともに、コストやコスト情報を明確にし、農業集落排水事業会計の経営実態をこれまで以上に把握するため、地方公営企業法の適用を進めていかなければならぬ。

\* 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

\* 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

**投資・財政計画**  
**(収支計画)**

〔農業集落排水事業〕

(単位:千円、%)

区分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (予算)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
		1 総 収 益 (A)	376,054	402,461	449,547	484,159	501,115	500,661	496,203	495,236	493,945	497,728	508,919	533,972	
収益的 収入	(1) 営 業 収 益 (B)	128,690	129,477	127,633	129,709	131,006	132,316	133,639	134,976	136,325	137,689	139,066	140,456		
	ア 料 金 収 入	128,690	129,477	127,633	129,709	131,006	132,316	133,639	134,976	136,325	137,689	139,066	140,456		
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
	ウ そ の 他														
	(2) 営 業 外 収 益	247,364	272,984	321,914	354,450	370,109	368,345	362,564	360,260	357,620	360,039	369,853	393,516		
	ア 他 会 計 繰 入 金	240,858	271,424	315,521	342,120	364,109	362,345	356,564	354,260	351,620	354,039	363,853	387,516		
	イ そ の 他	6,506	1,560	6,393	12,330	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000		
収益的 収支	2 総 費 用 (D)	268,190	258,916	285,779	289,110	284,595	279,738	276,564	273,194	270,539	268,620	266,922	264,891		
	(1) 営 業 費 用	141,685	138,743	170,973	182,312	184,000	185,700	187,400	189,100	190,800	192,500	194,300	196,100		
	ア 職 員 給 与 費	15,035	12,331	13,910	11,215	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200		
	うち 退 職 手 当														
	イ そ の 他	126,650	126,412	157,063	171,097	172,800	174,500	176,200	177,900	179,600	181,300	183,100	184,900		
	(2) 営 業 外 費 用	126,505	120,173	114,806	106,798	100,595	94,038	89,164	84,094	79,739	76,120	72,622	68,791		
	ア 支 払 利 息	126,505	120,173	114,806	106,798	100,595	94,038	89,164	84,094	79,739	76,120	72,622	68,791		
収益的 支出	うち 一 時 借 入 金 利 息														
	イ そ の 他														
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	107,864	143,545	163,768	195,049	216,520	220,923	219,639	222,042	223,406	229,108	241,997	269,081		
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	289,546	271,142	280,553	325,441	216,165	261,229	300,099	348,024	349,537	388,866	342,131	300,815		
	(1) 地 方 債 債	196,000	186,700	192,500	244,690	146,100	186,300	221,900	247,500	249,400	290,000	268,300	229,400		
	うち 資 本 費 平 準 化 債	196,000	186,700	180,200	242,090	136,600	173,000	204,400	207,500	206,900	247,500	248,300	209,400		
	(2) 他 会 計 補 助 金	49,442	39,576	40,322	41,017	41,841	42,631	43,441	44,266	44,379	45,204	46,045	46,309		
	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	37,343	38,304	32,140	30,144	28,134	32,208	34,668	56,168	55,668	53,572	27,696	25,016		
資本的 収支	(6) 工 事 負 担 金	6,702	6,533	15,591	9,590	90	90	90	90	90	90	90	90		
	(7) そ の 他	59	29												
	2 資 本 的 支 出 (G)	397,548	414,659	444,321	520,490	432,685	482,152	519,738	570,066	572,943	617,974	584,128	569,896		
	(1) 建 設 改 良 費			10,000	10,500	5,000	20,000	35,000	80,000	85,000	85,000	40,000	40,000		
	うち 職 員 給 与 費														
	(2) 地 方 債 債 償 戻 金 (H)	397,548	414,659	434,321	509,990	427,685	462,152	484,738	490,066	487,943	532,974	544,128	529,896		
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 戻 金														
資本的 支出	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
	(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)			△ 108,002	△ 143,517	△ 163,768	△ 195,049	△ 216,520	△ 220,923	△ 219,639	△ 222,042	△ 223,406	△ 229,108	△ 241,997	△ 269,081	

**投資・財政計画  
(収支計画)**

〔農業集落排水事業〕

(単位:千円, %)

区分	年 度	前々年度	前年度	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
		(決算)	(決算)	(予算)									
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	△ 138	28										
積 立 金	(K)												
前 年 度 か ら の 繰 越 金	(L)	78	40										
前 年 度 繰 上 充 用 金	(M)												
形 式 収 支	(J)−(K)+(L)−(M) (N)	△ 60	68										
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)													
実 質 収 支	黒 字 (P) (N)−(O) 赤 字 (Q)	40	68										
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )													
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	56.5	59.7	62.4	60.6	70.4	67.5	65.2	64.9	65.1	62.1	62.7	67.2	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)													
営 業 収 益 − 受 記 工 事 収 益 (B)−(C) (S)	128,690	129,477	127,633	129,709	131,006	132,316	133,639	134,976	136,325	137,689	139,066	140,456	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)													
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)	6,596,040	6,368,081	6,117,760	5,852,460	5,570,875	5,295,023	5,032,185	4,789,619	4,551,076	4,308,102	4,032,274	3,731,778	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区分	年 度	前々年度	前年度	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
		(決算)	(決算)	(決算)									
収 益 的 収 支 分		240,858	271,424	315,521	342,120	364,109	362,345	356,564	354,260	351,620	354,039	363,853	387,516
うち 基 準 内 繰 入 金		240,858	263,719	315,521	342,120	364,109	362,345	356,564	354,260	351,620	354,039	363,853	387,516
うち 基 準 外 繰 入 金			7,705										
資 本 的 収 支 分		49,442	39,576	40,322	41,017	41,841	42,631	43,441	44,266	44,379	45,204	46,045	46,309
うち 基 準 内 繰 入 金		38,845	39,576	40,322	41,017	41,841	42,631	43,441	44,266	44,379	45,204	46,045	46,309
うち 基 準 外 繰 入 金		10,597											
合 計		290,300	311,000	355,843	383,137	405,950	404,976	400,005	398,526	395,999	399,243	409,898	433,825

